

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

我が国では少子化が急速に進行していることを踏まえ、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めることを目的に「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行されました。

この法律に基づき事業主も従業員が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための雇用環境等の整備について「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

今般、平成23年7月から3年間の第3回の行動計画を下記の通り策定しましたのでお知らせすると同時に、今後も引き続き従業員の仕事と子育ての両立支援に努めていくことと致します。

第3回行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年7月1日～平成26年6月30日

2. 内容

目標1: 育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- ・平成23年 7月～ 育児休業予定者へ制度内容の説明
- ・平成23年 8月～ 取得推進について管理者への周知

目標2: 年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数を前年取得実績以上にする

<対策>

- ・平成23年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について管理者へデータ提供
- ・平成23年 9月～ 取得率向上のための管理者への周知徹底